

名古屋市と東京海上日動火災保険株式会社との連携と協力に関する包括協定

名古屋市（以下、「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下、「乙」という。）は、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力による活動を推進し、市民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名古屋のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、甲の策定する総合計画を踏まえ、以下の各項目について、双方協議のうえ定めた連携項目（以下、「連携事項」という。）の実現に向け、連携・協力する。

- （1）人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまちに関すること
 - （2）災害に強く安全に暮らせるまちに関すること
 - （3）快適な都市環境と自然が調和するまちに関すること
 - （4）魅力と活力にあふれるまちに関すること
- 2 乙は、甲との協議により、連携事項の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。
- 3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ、保険業法に基づき、乙の業務として行い得る範囲内で、決定する。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

- 第5条 本協定の有効期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、連携事項実施に必要な範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年6月10日

甲：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙：東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員 露口 泰介